

松江市告示第500号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届け出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年8月28日

松江市長 松 浦 正 敬

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 ハピネライフー光	三重県津市西丸之内36番25号	訪問介護	ハピネヘルパーステーション松江	松江市学園二丁目33番27号	令和2年7月31日
		介護予防訪問介護			
		第一号訪問事業			